

## 「第3次柳川市子ども読書活動推進計画(案)」に係るパブリック・コメント実施要領

### 1. 募集の趣旨

柳川市教育委員会では、令和8年3月31日までに「第3次柳川市子ども読書活動推進計画(案)」の策定を進めています。

国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福岡県子供読書活動推進計画」を基本として、市の子どもの読書活動に関する施策を総合的に推進するための指針として策定するものとなります。

今回この計画を策定するにあたり、「柳川市パブリック・コメント実施要綱」に基づき、市民の皆様から意見募集を行うものです。

#### ※パブリック・コメント制度の定義

パブリック・コメント制度とは、市が、市民の生活に広く影響を及ぼす重要な施策（計画・条例）などを決める際に、事前にその案を公表し、市民の皆様から広く意見等を求めるとともに、寄せられた意見等を施策に生かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。

### 2. 公表する計画

「第3次柳川市子ども読書活動推進計画(案)」

### 3. 「第3次柳川市子ども読書活動推進計画(案)」の構成

「計画策定の背景」、「子ども読書活動推進計画の基本的な考え方」、「子ども読書活動推進のための具体的な取組」、「計画の効果的な推進に向けて」を大項目とし、子どもたちの成長期に欠かすことのできない基礎教育として読書活動を位置づけ、推進における具体的な取組みを示しております。

### 4. 第3次柳川市子ども読書活動推進計画策定に関するパブリック・コメントについて(意見募集)

柳川市教育委員会では、読書活動を通して子どもの健全な成長を支えていくための「柳川市子ども読書活動推進計画」の改定時期を向かえ、同計画(案)を策定しました。この計画(案)をよりよいものにするために、皆様からのご意見を募集します。

### 5. 手続き

#### 【原案の閲覧方法と閲覧場所】

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所柳川庁舎3階市政情報コーナー、大和・三橋市民サービス課
- (3) 市立図書館本館、他6館

※(2)は、市役所開庁日、開庁時間中まで

(3)は、開館日・開館時間中

※市広報誌(2月号)やホームページで公表場所や意見の提出期間などを周知する。

### 【意見等の提出期間】

令和8年2月1日（日）から令和8年2月25日（水）午後5時まで  
(郵便の場合は、令和8年2月25日（水）午後5時必着)

### 【意見等の提出方法】

次のうち、いずれかの方法で提出してください。

#### 1.直接持参

図書館各館に書面で直接提出

#### 2.郵便

〒832-0042 柳川市一新町3番地1 柳川市立図書館あて

#### 3.FAX

0944-74-4946

#### 4.電子メール

toshokan@city.yanagawa.lg.jp

### 【意見を提出できる人】

1. 市内に住所がある個人
2. 市内に事務所や事業所を持つ個人・法人・団体
3. 市内にある事務所や事業所に勤める個人
4. 市内の学校に通う個人
5. 市に対して納税義務を有するもの
6. 計画などに具体的な利害関係を有する個人・法人・団体

## 6. 意見に対する教育委員会の考え方の決定

### (1) 考え方の案の決定

提出された意見に対する教育委員会の考え方は、図書館で案を作成し、「第3次柳川市子ども読書活動推進計画（案）」に反映させる。

### (2) 結果の公表

公表は、提出された意見とその意見に対する教育委員会の考え方をまとめた資料及び結果を受けて修正した「第3次柳川市子ども読書活動推進計画（案）」を公表する。